

事務連絡  
令和3年7月30日

地区薬剤師会  
学校薬剤師担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴会会員学校薬剤師への周知をよろしく願いいたします。

写

日薬業発第138号  
令和3年7月28日

都道府県薬剤師会  
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会  
担当副会長 田尻 泰典

### 薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

平素より本会会務ならびに学校薬剤師部会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このほど、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室より、中学3年生を対象とした薬害教育教材「薬害を学ぼう」について、本年度においても全国の中学校への教材配布が行われている旨案内がありました。また、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において、令和4年度から新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がされたこと等を踏まえ、今年度においては各高等学校にも本教材の紹介資料等が配布されています。

当教材は、医薬品の適正使用に関する内容とも関連することから、授業実施方法等について各地域の中学校からの相談等が想定されます。また、子どもたちが薬害の起こらない社会の仕組みや薬剤師の役割について考えることも重要です。そのため、本教材及び教員用の「指導の手引き」、「指導の手引き（簡略版）」、事例集等も参考としていただきながら、担当校から相談があった場合には、各都道府県薬務主管課と意見交換をいただきつつ効果的な授業実施方法をアドバイスいただく等、格段のご配慮をお願いいたします。

なお、「指導の手引き」等の教材につきましては、厚生労働省ホームページで閲覧可能であることを申し添えます。

記

- ・薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和3年度用）[写]  
（令和3年7月16日、医薬品副作用被害対策室事務連絡）
- ・参考：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>



以上



事務連絡

令和3年7月16日

日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和3年度用）

医薬品行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象として薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に配布しています。

本年度も昨年度同様、別添のとおり、各教育委員会及び全国の中学校宛て教材を配布しています。また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集についても、併せて送付しています。さらに、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において令和4年度から新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされていること等を踏まえ、今年度は、各高等学校に本教材についての御紹介のための資料等を配布しています。

本趣旨を御了知の上、本教材が有効に活用されるよう、授業実施方法等について各学校より相談があった場合には、各都道府県薬務主管課と意見交換しながら、効果的な授業実施方法のアドバイス等特段の御配慮をお願いいたします。

担 当  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室  
阿部、友部、山本、柴田  
電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）  
（夜間 03-3595-2400）  
FAX 03-3501-2052

令和3年7月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各市区町村教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属中学校、中等教育学校及び高等学校を置く  
各国立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

## 薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年2月19日付け事務連絡（別添1）にて厚生労働省から事前にお知らせしたとおり、昨年同様、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための資料を作成しました。今般、厚生労働省より各中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に対して、事務連絡（別添2）と「薬害を学ぼう」を直接送付するとともに、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集を併せて送付し、薬害に関する教育の一助として御活用いただくよう依頼しておりますので、御連絡いたします。

また、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において令和4年度から新たに「公共」が必履修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされているところです。この度、厚生労働省より各高等学校に対して、事務連絡（別添3）と本教材についての御紹介のための資料等を直接送付し、「公共」やその他の時間等における積極的な御活用を検討いただくよう依頼しておりますので、御連絡いたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

（注）平成23年度及び平成24年度は、「薬害って何だろう？」という名称で配布しましたが、平成25年度から

「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

担 当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

医薬品副作用被害対策室

阿部、友部、山本、柴田

電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719)

(夜間 03-3595-2400)

FAX 03-3501-2052

別添

事務連絡  
令和3年7月16日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和3年度用）

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象として薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。

令和3年2月19日付け事務連絡（別添）で事前にお知らせしたとおり、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材を、中学3年生の人数分送付します。（注）

また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集についても、併せて送付しますので、薬害に関する教育の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

また、本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せて御参照ください。

なお、教材の使用方法等に関するアンケートは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点から今年度は行いませんが、教材の使用方法等に御意見等あれば [fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp) へ随時お寄せいただければ幸いです。

（注）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、右記担当宛てに発送先及び必要な部数を御連絡いただきますようお願いいたします。

担 当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室  
阿部、友部、山本、柴田

電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）

（夜間 03-3595-2400）

FAX 03-3501-2052